

業績概要(事業の概況)

2025年度の業績について

2025年度は、国内において構造的な人手不足や物価上昇、政策金利引き上げに伴う金利上昇など変化の大きい金融経済環境が続く中、米国・イスラエルのイランへの軍事攻撃とそれに伴う原油不足が世界経済だけでなく国内にも大きな懸念を与えています。

そのような中、当金庫は、「よろず相談所」「パーパス経営の実践」に努めるとともに、預金については、「間口拡大、メイン化推進」、貸出金については、お取引先事業所への本業支援・経営改善支援、個人のお客様への生活設計支援を愚直に継続し、より一層の金融仲介機能の発揮に努めました。

この結果、預金・貸出金ともに業容の拡大が図れ、前期を上回る16億32百万円(前期比1億38百万円、9.26%増)の当期純利益を計上しました。

今後とも、これまで培ってきた独自の社風・風土を守りつつ「やさしさ、思いやり」をもって、金融業務はもちろんどのようなことでもお役に立たせていただくべく取り組んでまいります。

但陽信用金庫と地域の絆

当金庫は、大正15年に但馬(朝来市生野町)にて創業。山陽地域にご縁を拡げ、昭和63年5月、東播磨の加古川市に本店を移転。南但馬を含めた兵庫県中南部を事業区域に、地域の中小企業者や住民による会員組織の金融機関として、相互扶助による「地域の発展」「豊かな暮らしの実現」を共通の理念としています。

地域のお客様からお預かりした大切な預金は、地域で資金を必要とされるお客様にご利用いただき、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として中小企業者や住民の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めています。

また、金融サービス機能の提供にとどまらず、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標でもある「地域創生」への参画や文化・環境・福祉・教育・観光といった面も視野に、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。



サービス網について

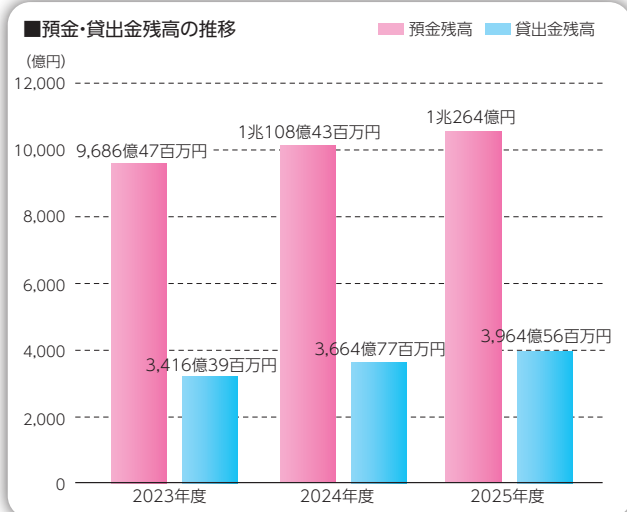
2025年8月15日(金)に「マルアイ曾根出張所」を開設しました。

2026年6月末現在で、34店舗71出張所(店外ATM)の店舗網となっています。



マルアイ曾根出張所
(営業時間)
平日: 8:00~21:00
土・日・祝日: 8:00~21:00

■ 預金・貸出金について



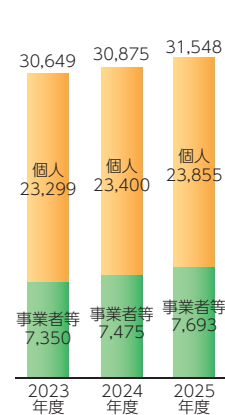
■ [預金について]

預金については、政策金利引き上げにより預金金利が上昇し定期預金獲得競争が過熱しつつある中、引き続き個人先および事業先の「間口拡大、メイン化推進」に注力することで「集まる預金態勢」の強化に努めました。

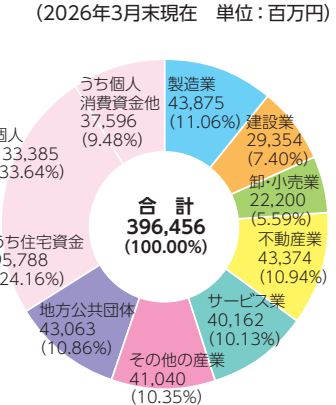
その結果、期末残高は1兆264億円(前期比155億円、1.53%増)と増加が図れ、定期性預金が同170億円増加しましたが、流動性預金は同▲14億円と減少しました。

また、人格別においても法人預金が同173億円増加しましたが、個人預金は▲39億円の減少となりました。

■ 貸出先数(単位:先)



■ 貸出金の業種別内訳 (2026年3月末現在 単位: 百万円)



(注)・個人事業主の方の個人消費資金は、個人向資金として計上しています。

■ [貸出金について]

米国関税措置の影響や原材料、燃料価格、賃金等の高騰による厳しい経営環境が続く中、これまで通り、対面(Face to Face)での営業・伴走活動により、お取引先事業者への資金繰り支援・本業支援・経営改善支援、及び個人のお客様への生活設計支援に最優先で取り組みました。

その結果、貸出金の期末残高は3,964億円(前期比299億円、8.18%増)となり、事業性融資が182億円、個人向け融資が72億円、地元地公体向け融資が44億円それぞれ増加しました。

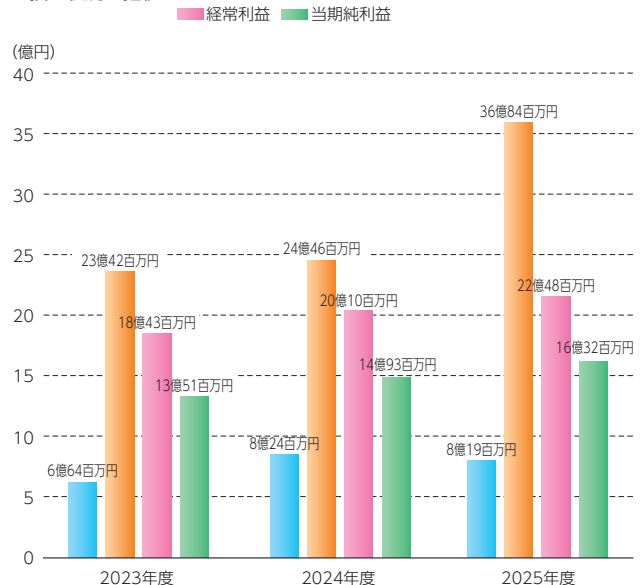
■ 損益について

損益については、政策金利引き上げに伴う金利上昇から、預け金利息・有価証券利息配当金収入が増加し、貸出金も景気回復や本業支援・資金繰り支援への取組み強化により残高・利息収入ともに増加したことから、資金利益は112億15百万円(同15億74百万円、16.33%増)となりました。

経費は、他企業に遜色ない賃上げ実施により人件費が84百万円、物件費が65百万円増加したことから、77億42百万円(同2億2百万円、2.68%増)となりました。債券・株式の売却損益は、債券5勘定尻が、有価証券の損失処理を進めたことから▲28億50百万円の損失(同▲12億28百万円、▲75.75%減)株式3勘定尻が、15億68百万円(同4億34百万円、38.32%増)の利益計上となりました。

経常利益は、22億48百万円(同2億37百万円、11.83%増)、当期純利益は16億32百万円(同1億38百万円、9.26%増)を計上しました。

■ 損益状況の推移



ワンポイントメモ

- ・業務純益：業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)。貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
- ・コア業務純益：コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益。国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。
- ・経常利益：経常利益＝(業務収益＋臨時収益)－(業務費用＋臨時費用)
- ・当期純利益：経常利益に特別利益・特別損失を加減し、法人税等を控除した最終利益

自己資本比率について

〈国内基準行向けバーゼルⅢにおける自己資本比率の算式〉

当金庫の2026年3月期の自己資本比率

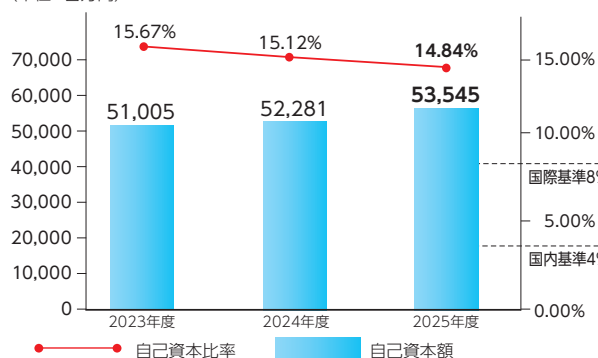
$$= \frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額54,603百万円-コア資本に係る調整項目の額1,058百万円)}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額342,642百万円+オペレーショナル・リスク相当額の合計額÷8%18,031百万円}} \times 100 = 14.84\%$$

自己資本比率は、「リスクを有する資産(リスク・アセット等)」に対する「自己資本額」の比率であり、金融機関経営の健全性、安全性を示す重要な指標の一つです。

2025年度の自己資本比率は、前期比△0.28ポイント低下の14.84%となりましたが、依然として国内基準4%を大幅に上回る水準を保っています。

引き続き、経営の重要課題であるリスク管理に留意し健全性・安全性の確保に努めつつ、地域金融機関として地元皆様の支援に積極的に取り組んでまいります。

(単位：百万円)



信用金庫法及び金融再生法に基づく債権の状況

〔信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況【単体・連結】〕

(単位：百万円、%)

区分		開示残高(a)	保全額(b)	担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金(d)	保全率(b)/(a)	引当率(d)/(a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2024年度	1,341	1,341	718	622	100.00	100.00
	2025年度	1,416	1,416	697	719	100.00	100.00
危険債権	2024年度	4,353	4,071	2,931	1,139	93.52	80.17
	2025年度	4,227	3,915	2,816	1,098	92.62	77.87
要管理債権	2024年度	703	342	333	9	48.69	2.49
	2025年度	692	310	303	7	44.80	1.83
三月以上延滞債権	2024年度	-	-	-	-	-	-
	2025年度	26	24	24	0	93.44	13.56
貸出条件緩和債権	2024年度	703	342	333	9	48.69	2.49
	2025年度	665	285	278	6	42.85	1.77
小計(A)	2024年度	6,397	5,755	3,983	1,771	89.95	73.37
	2025年度	6,336	5,642	3,817	1,824	89.04	72.43
正常債権(B)	2024年度	360,948					
	2025年度	390,892					
総と信残高(A)+(B)	2024年度	367,346					
	2025年度	397,228					

不良債権比率 (A)/(A)+(B)×100	2024年度	1.74%
	2025年度	1.60%

※上記開示債権について、担保・保証等による回収見込額には、決済確実な割引手形等を含めています。
※不良債権比率は単位未満を四捨五入して表記しています。
※上記開示計数は、単体・連結とも同一です。

(注記)

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 「正常債権(B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 「担保・保証等による回収見込額(c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金(d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。)です。

信用金庫法及び金融再生法上の不良債権比率と残高推移

(単位：百万円)

